



令和3年4月19日

弁 明 書

東大和市審理員  
伊野宮 崇 様

処分庁 中央公民館長  
越中 洋



審査請求人が令和3年2月26日付けで提起した「東大和市立中央公民館長が、2021年2月24日に審査請求人に対して行ったチラシ設置申請に対する口頭による不許可処分に対する審査請求」(2市審第1号)について、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を却下する。」との裁決を求めます。

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

住所 東大和市 [REDACTED]

氏名 榎本 清

3 本件処分に至るまでの経緯

(1) 令和3年2月20日(土)

審査請求人が、公民館予約管理システムを使用して、施設名中央公民館203学習室(定員15人)、利用日時令和3年3月7日(日)13:00~17:00、利用申請、仮予約状態となる。

⇒別紙1、別紙2

(2) 令和3年2月24日(水)

○午前9時30分から12時00分頃

審査請求人は、中央公民館印刷機を使用して、チラシの印刷作業実施

○午後3時30分頃

審査請求人が、中央公民館窓口へ館内に配置するようチラシを持参、対応した職員は、チラシの配置許可については中央公民館長の確認が必要であることを伝え受理

○午後4時45分頃

審査請求人が、中央公民館長に対して、早急にチラシの許可を求めてきたので、事務室で確認

中央公民館長は、審査請求人に対して、チラシ標記内容の一部補正を求める

○午後5時15分頃

中央公民館長は、審査請求人へチラシを返却する

審査請求人は、チラシを持って退館された

中央公民館長は、施設予約システムに審査請求人が施設名、場所、日時、目的、責任者、人数の仮予約をしていることを確認

本予約申請はしていなかったことを確認

⇒別紙3、4

(3) 令和3年2月25日(木)

○午前10時00分頃

審査請求人が中央公民館へ来館

審査請求人が、指摘した個所の補正がされたチラシを持参、窓口に提出

中央公民館長は、補正箇所を確認、修正確認後、チラシを受理

○午前11時00分頃

中央公民館長は、審査請求人から受理した補正チラシを、中央公民館内チラシ配置書架に設置

審査請求人が求めた、中央公民館(地区公民館も含む)で、利用者等がチラシを書架から受け取れる状況となった

なお、審査請求人は、令和3年3月7日(日)に許可書の交付を受け、当日午後1時から203学習室を利用しました。審査請求人は仮予約を入れましたが、3月6日(土)までに正式な申請はありませんでしたが、申請意思は明確であったので、館長は、職権で申請書提出事務処理を行ったものがあります。

⇒別紙3、4、5、6

#### 4 審査請求書の記載理由の認否

処分についての審査請求書の審査請求の趣旨及び理由のうち、1行目頭書から2行目「所定の施設に配布すること」までの部分については、「配布する」の部分「配布用ラックに配置する」と訂正した上で認め、4行目「記載内容の変更を迫り」の部分については「変更を迫り」の部分「補正を求め」に訂正した上で認め、7行目「変更したとしても配布を約束するものではない」旨主張する」の部分は認め、その余の部分は、否認ないしは争います。

#### 5 理由

(1) 東大和市中央公民館（以下「中央公民館」と記す。）は、教育委員会が管理する公の施設（地方自治法第244条）で、社会教育法第22条に規定する公民館の事業として、施設利用や掲示物の掲示等を行っているものであります。

(2) 審査請求人は、「自由と人権」という名称の団体の代表者です。また、「自由と人権」は、中央公民館の施設を利用する団体として、登録をした団体（以下「登録団体」と記す。）です。

(3) 審査請求人は、令和3年2月20日（土）に、中央公民館の203学習室を令和3年3月7日（日）13時から17時までの間利用するために、予約システムによって仮予約を入れました。

(4) 審査請求人は、令和3年2月24日（水）午後3時30分頃中央公民館の配布用ラックに配置することを口頭で求めてチラシを提出しました。このチラシには、東大和市中央公民館において、同団体が主催する「裁判ごっこ」という称する懇談会のような会を開催することが記載されており、その開催日時及び場所の記載として、「公判日時：3月7日13時30分～16時」、「法廷：東大和市中央公民館203法廷（学習室）」と記載されていました。

一般に、掲示物等について配布用ラックに配置することを希望する場合は、掲示申請書の提出を要しますが、館長の佐伯（当時）は、審査請求人が登録団体の管理者であること、及び配置を希望するチラシが、登録団体が主催する催し物の案内であることから、内部基準である公民館運営事務処理取扱基準第6条の規定により、口頭での申請を認めました。

(5) 館長は、この申請に基づいて提出されたチラシの内容を確認しましたが、その記載内容は、前述のとおり「公判日時」、「法廷」、「203法廷（学習室）」

と記載されていることを確認しました。催し物を広報するチラシにおいては、日時及び場所は極めて重要な情報です。この情報が不正確な表現で記載されている場合には、市民に誤解を与えるおそれがあり、疑問を感じた市民が、中央公民館に対する問い合わせをするなど、中央公民館の管理業務にも支障が生ずるおそれがあります。このため、館長は、「公判日時」は「日時」に、「法廷」は「会場」ないしは「開催場所」に、「203法廷（学習室）」は「203学習室」にそれぞれ記載事項を補正するよう審査請求人に求めました。

- (6) 審査請求人は、営利、政治、宗教に関わるものでなければ配布内容は自由であり、館長の関与が一切許されないかのような主張をしています。しかし、配置用ラックにより配布物を配置することは、公民館事業の一環であり、その内容も公民館活動にふさわしいものというのが大前提ですから、全くの自由ではありません。例えば他人を中傷したり、公序良俗に反するものなどは、許可できません（公民館運営事務処理取扱基準第7条参照）。そのような要件に当らなくても、例えば、催し物を広報する目的の書面であれば、日時・場所の表記が正確に記載されているかどうかを確認することは、当然のことです。
- (7) また、館長が補正を求めた目的は、チラシの表記によって市民が誤解したり、中央公民館の運営に支障が生じたりすることを回避するもので、配置を拒絶するために行ったものではなく、むしろ配置を可能とするために一部の修正をお願いしたにすぎません。なお、補正をした場合に配置されるのかという主旨の審査請求人の質問に対して、補正をしたとしても配置を約束するものではない旨の発言はしましたが、これは、実際にどのような形で補正されるのか未確定である以上、配置を確約できないことを伝えたもので、いわば当然のことを発言したまでです。
- (8) 審査請求人は、館長の対応について、表現の自由や集会結社の自由、検閲の禁止に反する旨主張します。表現の自由を尊重することは当然のことですが、補正を求めたのは、催し物を宣伝するチラシに記載された日時と場所に関する表記だけであって、全体の趣旨を損なうものではありません。そして、その目的は、その催しに参加を希望する市民が、正確に日時や場所を把握するためというものですので、むしろ集会の自由を尊重するものといえます。チラシの表記を適正化してから配置するよう求めることが検閲に当たらないことも明らかです。
- (9) 審査請求人は、館長の説明に不服があったようですが、最終的には、そのチラシを持ち帰りました。審査請求人が館長と話を始めたのが16時45分頃、持ち帰ったのが17時15分頃で、翌日の25日（木）午前10時頃

には、修正したチラシを持参し、配置を求めました。つまり、審査請求人は、館長と正味30分程度の話し合いをした上、持ち帰り、自らチラシを修正し、翌日に提出したのです。この一連の流れを見ると、24日（水）にチラシの配置について申請をしたものの、館長の説明でそれを一旦取り下げ、翌日の25日（木）に、再度の申請をしてきたものと理解するのが自然です。

(10) 現に館長は、24日（水）には補正は求めたものの、拒否処分をした認識はありません。そして、25日（木）に提出されたチラシの内容を確認し、前日に指摘した部分が二本線で見え消しされていたことから、配布用ラックに配置を許可したものです。このため、24日（水）にはチラシ配置に関しての処分をしたことはなく、25日（木）に処分をしたものであり、その処分の内容も、審査請求人が提出したチラシについて配置することを許可するというものです。

(11) そうすると、審査請求人が求める24日（水）の拒否処分は存在しないので、存在しない処分に対して、その取消しを求めて審査請求をすることはできないのですから、頭書のとおり、本件審査請求は、却下すべきものです。

## 6 証拠書類等の表示

別紙1 「【予約状況照会】詳細内容」

別紙2 「施設予約受付票」

別紙3 「東大和市立公民館使用申請書」

別紙4 「東大和市立公民館使用許可書」

別紙5 「利用点検票」

別紙6 自由と人権から提出された「令和2年度公民館利用グループカード」

参考 東大和市立公民館条例

東大和市立公民館条例施行規則

公民館運営事務処理取扱基準